

甲津畑町まちづくり計画書



令和 6 年 3 月

甲津畑町自治会・甲津畑みらい会議

1 甲津畑の現状

鈴鹿山脈の麓にある甲津畑は、かねてから農林業を生業として、自然のなかで栄え、古い歴史や伝統・文化なども数多い住みよい集落でありました。しかしながら、昭和から平成の時代になると、社会情勢の変化や時代の流れにより、人口減少・少子高齢化が著しくなりました。さらに、令和の時代に入ると、20・30代の子どもたちの転出が目立つようになりました。

このままでは、「ふるさと甲津畑」は衰退していく一方であり、本気で行く末を心配しなければならない状態になっています。

2 甲津畑が抱える課題

今ここに住んでいる我々が住みにくいと感じている事柄について、洗い出すこととしました。町民へのアンケートを実施した結果、次のような意見が出されました。

- ・人口が少なく、自治会をはじめ、神社・お寺・土地改良組合等の役職が同じ人に重なってしまう。
- ・移動手段が自動車のみであり、日常の買い物や通勤・通学が不便である。
- ・子どもたちが遊べる場所がない。
- ・次の世代が町外へ転出してしまい、老人世帯が増加していく。
- ・営農組織等もなく、農業後継者がいないことに加えて、農機具が高すぎて農業を継続できない。先祖が守ってきた農地をどうしたらいいのか。
- ・すでに空き家が多く存在し、防犯・防災面からも不安である。
- ・老人世帯では、除雪もできない。
- ・高齢者の集まれる場所がない。
- ・素晴らしい自然環境の中にいながら、それを活かすことも満喫することもできていない。
- ・昔ながらのやり方に固執しすぎており、今の状況では継続できない。
- ・地域行事が多く、拘束される時間が多すぎる。

アンケートには、上記以外にも多くの思いや意見が書かれていました。どの意見も、今の甲津畑への不安や不満からきているものと思われます。

3 課題解決に向けて

では、どうすればこれらの課題を解決することができるのかを考えてみました。当然、今すぐ解決することは不可能ですが、解決に向けての行

動はできるのではないかと思います、住民一人ひとりが考える契機となるよう、様々な協議・検討を始めました。

理想は、今ここに住んでいる我々が甲津畑に愛着をもち、誇りに思い、自慢できるふるさとであること。さらには、自分自身が住み続けたいと感じ、人にも勧めたくなるような集落であることです。

実際、甲津畑に住んでいる人の中で、愛着をもっておられる人はかなりおられます。ただ、子どもたちのことや老後のことを考えると不安に感じるという人が多いのも現実です。

そのような状況の中でも、「人が輝けば、まちも輝く」という想いで、住み続けたい甲津畑を目指すために、これからのまちづくりのきっかけになればと自治会内の組織として「甲津畑みらい会議」を設置しました。

4 これからの甲津畑とは

住んでいる人たちが心豊かに輝ける毎日を送るには、以下のように感じる集落になることが大切です。

- ① 住んでいる人が、毎日を楽しみと思える。
- ② 隣近所が助け合い、安心して暮らせる。
- ③ 帰省した子どもたちも含め、子どもたちのにぎやかな声がする。
- ④ 高齢者が集える場があり、充実した毎日を送れる。
- ⑤ 農業の組織化を行い、いつまでも自分の圃場の米を食べられる。
- ⑥ 住民が、自分たちで集落を存続させているという自覚を持つ。

「甲津畑みらい会議」では、少しでも理想とする集落に近づけるよう、住民の声を聴きながら、できることから取り組んでいこうと考えております。

5 課題解決に向けての検討

(1) 高齢化問題

高齢者世帯や単身世帯が増加しているため、自治会で現状を把握しておく。日常生活では、隣近所での声かけ等により見守りを実施し、通院や買い物、ゴミ出し、除雪等の助け合いをする。

また、地域の歴史や慣習、ものづくりなどを教えてもらうことにより伝承することができ、併せて高齢者の出番づくりにつなげる。また、誰もが健康で長生きできるように、高齢者が集える機会を設け、誰でも参加できるようにする。

(2) 空き家問題

空き家の増加により、防犯上の不安が増加している。また、管理者不明の物件もあり、防災上の問題も生じている。東近江市が毎年実施している空き家調査と併せて、自治会としても実態把握と対策を講じる。

(3) 伝統文化の継承問題

甲津畑町に関する歴史や伝統文化の継承については、以前から問題視されてきたが、対策ができていない。

特に、神社宮役の人数不足により、伝統行事や維持管理が困難になっている。集落の守護神である藤切神社の維持保存については、今後自治会での対応を検討すべき時期にきていると思われる。伝統行事等についても、無理やり継承しようとして荒廃させるのではなく、歴史や内容を知っている町民がいる間に保存伝承できるよう考えなければならない。

(4) 安心安全なまちづくり

近年多発している災害に備えるため、集落内の高低差や道路・河川の現状を把握し、自治会で町民の命を守る指針を明確にしていく。災害が発生した時の備えとして、自治会で緊急用備蓄品を揃える等の対策を講じる。

(5) 農業の共同化

農地を守るために土地改良事業に取り組んだことにより土地は整形となったが、後継者不足や農業機械高騰のため、耕作が困難な状況になっている。農業組織をつくって共同化することにより、労働力や金銭的負担を軽減することができるとと思われる。それにより将来的には、ブランド米としての販売等も検討すべきである。

(6) 団体・組織の連携

集落内人口が減少し、それぞれの団体等の役員の受け手が少なくなっている。甲津畑町を存続させるためにも、各団体等が連携し、役員選出の選挙制度等の見直しの検討も必要であると思われる。

上記には、住みよいまちづくりのために必要と思われる検討事項を掲げましたが、もちろんこれらがすべてという訳ではありません。甲津畑町が様々な懸案事項に早急に取り組むきっかけとなればとの想いで記載したものであります。

ここに住む我々が、甲津畑町に愛着を持ち、住み続けたいと思えるふるさとであるために、町民全員で課題解決に取り組むたいと考えます。

「甲津畑みらい会議」の活動内容

1 甲津畑みらい会議の設置

甲津畑町自治会において、令和4年8月にみらい会議の設置を検討し、住民に参加者を募ったところ23名から申し出がありました。当初は、みらい会議準備会として趣旨の説明や設置準備を進め、同年10月16日に「甲津畑みらい会議」として発足しました。

2 当面の活動

「甲津畑みらい会議」を設置し、全住民への報告はしましたが、趣旨や活動内容が浸透しておらず、なかなか認知してもらえない状況でした。このような状況の中でいろいろ協議を重ねた結果、目に見える活動をすれば存在に気づいてもらえるだろうという結論に達しました。

そこで、少しでも住民の気持ちが穏やかになってもらえればと、早速12月にイルミネーションの設置に取り組みました。甲津畑の集落が見えてきたあたりに設置し、みなさんに見てもらえたものと思っています。

また、甲津畑町の知名度を上げているセツブンソウを見に来る人が多いことから、路上駐車を避けるために、所有者に土地を借りて臨時駐車場を設けました。

春からは、集落内の安全確保の一環としてのカーブミラー清掃や、花いっぱい運動でのプランターへの花植えを行い、住民の健康保持のためのラジオ体操・散歩会を実施しました。

今年度に入ってからには住民にも認知されるようになり、東近江消防本部による救命救急講習、地域高齢者の出番づくりとしての「流木寄せ植え教室」なども行いました。

さらに、集落の入り口付近には、交通安全運動や防火・防災週間に合わせてのぼり旗を立て、交通立ち番も実施しております。

また、永源寺まちづくり協議会から依頼を受けて、千草街道の橋等の補修や清掃を行いました。

2 みらい会議が目指すもの

甲津畑町民全員が、笑顔で楽しく、生きがいをもって暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から物事を考えるようにすることです。

そのため、改革しなくてはならないこともあります。わがまち甲津畑の存続を一番に考えていきます。

甲津畑みらい会議基本理念

我々、甲津畑町民は、永きにわたり「ふるさと甲津畑」に護り育てられてきました。しかしながら、時代の流れや社会情勢の変化により、甲津畑町も人口減少・少子高齢化が著しく、このままでは衰退していく一方です。住み続けている我々住民が、どうすれば過疎化を食い止められるかを本気で考えなければならない時期に来ていることに気付かされました。

なぜ、わが子や孫が町外で住まなければならないのか。農業を後継してもらえないのはなぜかなど、様々な視点から分析し、打開策を見つけていくことにしました。

甲津畑町を存続させるには、住民がこのふるさとを心から愛し、自慢できるようになり、人に勧められるようにならなければなりません。そのためには、今住んでいる我々が、住みにくいと感じるのではなく、ここに住んでいてよかったと思えるまちでなくてはなりません。

もちろん、今まで継承されてきたすばらしい伝統・文化がありますが、無理矢理継承しようとして滅亡させるより、保存伝承して守れるものもあります。生活環境が明るく、人間的にも朗らかなまちで暮らせることが一番の誇りになると思います。高齢になっても、毎日を楽しく、みんなで支え合い、集えることができればそれに越したことはありません。

甲津畑みらい会議の活動を進めていくうえで、少しでも多くの人に賛同いただいて、笑顔の輪が広がり、誇れるふるさと甲津畑町が存続することを願っております。

甲津畑みらい会議委員名簿

職	氏 名	性別	備 考
会 長	坂 口 増 男	男	企画部長
副会長	平 木 秀 樹	男	
書 記	古 谷 和 久	男	
顧 問	古 谷 孝	男	
委 員	田井中 稔	男	自治会長
委 員	山 崎 二 郎	男	代理者
委 員	端 野 賢 一	男	会 計
委 員	中 島 善 市	男	環境部長
委 員	井 出 紘 史	男	
委 員	田井中 さとみ	女	
委 員	森 美代子	女	
委 員	速 水 つるえ	女	
委 員	平 木 ともえ	女	
委 員	村 地 宏	男	福祉・防災部長
委 員	古 谷 富 子	女	
委 員	黒 川 和 久	男	
委 員	向 坂 正 幸	男	
委 員	向 坂 典 裕	男	
委 員	古 谷 あき子	女	
委 員	田井中 不治雄	男	
委 員	平 木 弥 生	女	
委 員	畑 和 馬	男	広報部長
委 員	坂 口 由紀子	女	
委 員	谷 新 一	男	
委 員	平 木 敏 昭	男	

会 議 録

会議名	第 1 回 甲津畑みらい会議役員会
日 時	令和 5 年 4 月 1 5 日（土）19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	令和 5 年度事業計画（案）、予算（案）の検討
出席者	会長・副会長・書記・顧問・各部部长
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 令和 5 年度事業計画（案）について 各部事業の方針と計画（案）の提示 ・企画部 まちづくり計画の策定 自治会と神社の関係、農業後継者問題 ・環境部 花いっぱい運動、ラジオ体操 ・福祉・防災部 高齢者の出番づくり、空き家の現状把握 ・広報部 活動状況の報告、地域のPR (2) 令和 5 年度予算（案）について 各部事業計画に基づく予算（案）の編成 3 全体会議予定 令和 5 年 4 月 3 0 日（日）19:30～ 自治会館

会 議 録

会議名	第 1 回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和 5 年 4 月 3 0 日（日） 19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	令和 5 年度事業計画（案）、予算（案）について
出席者	みらい会議委員 会長他 2 0 名
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 令和 5 年度事業計画（案）について 各部事業の方針と計画（案）の説明 ・企画部 まちづくり計画の策定 自治会と神社の関係、農業後継者問題 ・環境部 花いっぱい運動、ラジオ体操 ・福祉・防災部 高齢者の出番づくり、空き家の現状把握 ・広報部 活動状況の報告、地域のPR (2) 令和 5 年度予算（案）について 各部事業計画に基づく予算（案）の説明

会 議 録

会議名	第2回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和5年5月21日（日）19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	広報紙の発行、まちづくり計画について
出席者	みらい会議委員 会長他22名
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 広報紙の発行について ・甲津畑みらい会議の位置づけや活動内容をPRするため広報紙を発行し、理解を得られるようにする。 (2) まちづくり計画について ・誰もが住みよいと感じる甲津畑町にするためには、何をどのようにするのがよいか、アンケート結果等を参考に議論した。 ・人口が減少しているうえに、神社宮役への新規加入がなく、自治会との複数の役を兼ねているため、苦痛に感じている人もいる。 ・農業後継者問題については、早急に取り組まなくてはならない。 ・課題解決には、住民全員で考え、納得できる答えを出さなければ意味がない。 ・高齢化が進む中で、高齢者が毎日を楽しく過ごせる集落になってほしい。

会 議 録

会議名	第3回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和5年7月22日（土）19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	自治会夏祭り、まちづくり計画について
出席者	みらい会議委員 会長他20名
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 自治会夏祭りについて ・地域を元気にするため、自治会が開催する夏祭りをみらい会議としても協力し、盛り上げることとする。 - 準備はもちろん、当日バザー等を担当する。 (2) まちづくり計画について ・自治会と神社の連携には、神社側の考え等を聞く必要があるので、神社及び自治会に、今後の維持管理についての意見等を求めることとする。 ・自治会においては、現在の6組体制を3組にするなどの組織改編を検討することが必要であると思われる。 ・農業後継者問題については、農業者で組織体制等を考えるよう、みらい会議できっかけづくりをする。 ・高齢者の出番づくりを考えてみる。

会 議 録

会議名	第2回 甲津畑みらい会議役員会
日 時	令和5年9月16日（土）19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	まちづくり計画について
出席者	会長・副会長・書記・顧問・各部会長
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) まちづくり計画について ・課題解決に向けて、住民へのきっかけづくりの手法をどうするのか。 ・神社行事等の見直しが必要であり、氏子の理解を得る必要がある。 ・余暇を有意義に過ごすためにも、昔ながらの物づくりを高齢者から教わる。 ・空き家の維持管理や有効利用について考える。

会 議 録

会議名	第４回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和５年１１月１１日（土）19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	まちづくり計画について
出席者	みらい会議委員 会長他２１名
内 容	１ 会長あいさつ ２ 議事 （１）まちづくり計画について ・自治会、神社ともに、金銭面も含めて住民の負担軽減につながる方法を検討してもらう。 ・高齢者の日々の生活で、支障が出ていることについて、買い物・通院支援、ゴミ出し、除雪等それぞれができることで助け合い、支援の輪が広がるようにする。 ・高齢者の出番づくりとして、流木を使っの寄せ植え教室やコキアを使っの箒づくりを開催する。 ・みらい会議の活動が目に見えるようにし、理解・賛同を得るようにしていく。

会 議 録

会議名	第 5 回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和 6 年 1 月 2 7 日（土） 19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	広報紙第 2 号の発行、まちづくり計画について
出席者	みらい会議委員 会長他 2 2 名
内 容	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 広報紙第 2 号の発行について ・創刊号発行以降の活動をPRする。救命救急講習や防犯・防災運動、高齢者の出番づくりを掲載する。 ・広報紙の名前を「たすけ愛」に決定した。 (2) まちづくり計画について ・能登半島地震発災を受けて、自治会で緊急用備蓄品を揃えておくよう提案する。 ・自治会や神社の選挙制度の見直しを行い、役員数の減や選挙回数を減らすようにする。 ・神社側の改革内容を聞き取る。

会 議 録

会議名	第 6 回 甲津畑みらい会議全体会
日 時	令和 6 年 3 月 1 6 日（土） 19:30～21:00
場 所	甲津畑町自治会館
議 題	まちづくり計画書説明会
出席者	甲津畑町自治会員、自治会役員、みらい会議委員
内 容	1 あいさつ（自治会長、みらい会議会長） 2 「甲津畑町まちづくり計画書」の説明

甲津畑みらい会議規約

(名 称)

第1条 本団体は、甲津畑みらい会議（以下「みらい会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 みらい会議は、事務所を東近江市甲津畑町1139-1 甲津畑町自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 みらい会議は、伝統と文化が受け継がれてきた甲津畑町が、これからも住みよい故郷であり続けるため、甲津畑町民とともに方策等を検討し、実施していくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 みらい会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域の活性化につながる事業の推進
- (2) 地域の歴史及び活動の発信
- (3) 地域のつながりを深め、魅力ある故郷をつくる活動
- (4) 地域福祉・防災意識の充実と助け合える活動の推進

(組 織)

第5条 みらい会議は、甲津畑町自治会に属する団体として、活動の趣旨に賛同して自主的に参加する甲津畑町民により構成し、委員定数は定めない。

2 みらい会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 顧問 若干名

3 事業の推進を図るため、次の部会を設置する。

- (1) 企画部
- (2) 広報部
- (3) 環境部
- (4) 福祉・防災部

(会 議)

第6条 みらい会議に次の会議をおく。

- (1) 全体会議
- (2) 役員会

- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数以上の出席により開催し、議事は出席者の過半数でこれを決するが、可否同数のときは議長の決するところによる。

(全体会議)

第7条 全体会議は、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画及び予算に関する事項
- (2) 活動報告及び決算報告に関する事項
- (3) その他運営に関する重要な事項

(役員会)

第8条 役員会は、会長・副会長・書記・顧問・各部会長で構成し、必要に応じて次の事項を審議する。

- (1) 全体会議で検討する事項
- (2) 各部における活動内容等
- (3) その他運営に関する事項

(会計年度)

第9条 みらい会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとし、甲津畑町自治会からの助成金で運営する。

(簿 冊)

第10条 みらい会議に次の簿冊を備え付ける。

- (1) 規約
- (2) 委員名簿
- (3) 会議書類

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。